

31 情 審 第 58 号

令和元年(2019年)10月30日

つくば市教育委員会教育長 門 脇 厚 司 様

つくば市情報公開・個人情報保護審査会

会長 横 田 由 美 子

つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項の規定に基づく調査審議について (答申)

平成31年(2019年)2月5日付け30教総第871号による諮問のあった審査請求人の平成30年(2018年)5月19日付け審査請求に係る決定の適否について、別紙のとおり答申します。

別紙

答申書

第1 審査会の結論

平成30年5月16日付け特定記号番号でつくば市教育委員会教育長(以下「本件実施機関」という。))が行った不開示決定処分に違法又は不当な点はない。

ただし、処分庁であり審査庁であるつくば市教育委員会教育長においては、附帯意見を真摯に受け止められたい。

第2 事案の概要

- 1 平成30年4月28日、審査請求人は、つくば市情報公開条例(平成27年条例第27号。以下「本件条例」という。))第3条の規定により、請求に係る行政文書の名称その他の行政文書を特定するに足りる事項(本件条例第4条第1項第2号。以下「特定事項」という。))を「平成29年4月11日発生の請求人が児童置き去りと主張する案件について平成29年8月24日までに行われた特定学校に対する詳細の聞き取り記録の全て」(以下「本件対象文書」という。))とする行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。))を行なった。
- 2 平成30年5月16日、本件実施機関は、開示しない理由を「文書不存在 開示請求に係る行政文書(注・本件対象文書)を保有していないため」とする不開示決定(以下「本件処分」という。))を行い、同日付けで審査請求人に通知した(特定記号番号)。
- 3 平成30年5月19日、審査請求人は、つくば市教育委員会に対し、本件処分の取消し及び本件対象文書の開示を求める審査請求(以下「本件審査請求」という。))を提起した。

第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 平成 29 年 4 月 11 日に発生した審査請求人が児童置き去りと主張する案件について、平成 29 年 8 月 24 日付けでつくば市長から「御意見等へのお答え」という文書が審査請求人に発行された。この文書には、学校に対して詳細な状況の確認を行なったと記載されている。
- 2 詳細な状況の確認として、特定学校（以下「本件学校」という。）に対して詳細な聞き取りが行われたと明文化されている以上、事実確認をする上で重要な聞き取り記録であり、保有していないという回答は、社会通念上考えにくく、存在しないはずがない。

第 4 本件実施機関の主張の要旨

- 1 審査請求人が存在を主張する行政文書は、本件実施機関において作成していないため、保有もしていない。

第 5 調査審議の過程

当審査会は、本件審査請求について、以下のとおり、調査審議を行なった。

- ① 平成 31 年 4 月 12 日 審議
- ② 令和元年 10 月 17 日 調査審議 学校関係者への質疑応答

第 6 当審査会の判断

- 1 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、本件実施機関は、これを保有していないとして、本件処分を行なった。これに対し、審査請求人は、本件処分の取消し及び本件対象文書の開示を求めているところ、本件実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書が存在するか否かについて検討を行う。
- 2 審査請求人は、本件学校に対して詳細な聞き取りが行われたと明文化されている以上、事実確認をする上で重要な聞き取り記録であり、保有していないこ

とは社会通念上考えにくく、存在しないはずがない旨を主張する。

しかし、審理の全趣旨及び各証拠を考慮しても、本件対象文書が存在すると認めるに足りる事情はうかがわれない。

3 以上から、本件処分に違法又は不当な点はない。

4 ただし、処分庁であり審査庁であるつくば市教育委員会教育長においては、附帯意見を真摯に受け止めたい。

第7 附帯意見

1 文書不存在の理由について

文書不存在を理由とする不開示決定は、当該文書の有無についての判断資料が処分庁にしかないことから、審査請求人に当該文書の存在を明らかにさせることには酷な面がある。説明責任の観点からも、処分庁は、処分の適法性・妥当性を十分説明できるよう処分を行うことが期待される。また、審査庁は、丁寧な審理を行うべきであり、処分庁の処分の適法性・妥当性に関する説明が不十分な場合には、積極的に審理を指揮し、事案の解明に努めるべきである。

一般的に、何らかの問題が発生した場合には、事後に内容を確認する上でも口頭より文書にて記録しておくと考えられる。もっとも、学校においては、些細なケガなど日常的に多数の問題が生じることから全てを文書に記録することは極めて困難であると推測される。

したがって、通常は書面に残さず口頭で行うだけにとどめることもやむを得ないと考えられる。ただし、そのような場合には、処分庁は、具体的な事実や記録に残さない理由を審査請求人に対し説明すべきである。審査庁としても、釈明を求める等の対応はできたと考えられる。

処分庁であり審査庁であるつくば市教育委員会教育長においては、今後、この点について留意されたい。

2 諮問に至るまでの期間について

行政庁の違法又は不当な処分に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度として行政不服審査法が定められており、不服申立ての手段として、原則審査請求が定められている。本件処分に対する審査請求に係る行政の対応としては、明らかに時間を要し過ぎている点について、改善を求めたい。

つくば市情報公開・個人情報保護審査会

(五十音順)

委員 磯山 貴洋

委員 川島 宏一

委員 関 和也

委員 中島 孝

委員 中田 勝也

委員 水町 雅子

委員 横田由美子